

国・県・市町村税の未納がないことの証明の提出に関する注意事項

未納がないことの証明については、申請日から遡って3か月以内に発行されたものとしてください。
委任先を設ける場合は、本店及び委任先の国税、県税及び市町村税の写しを提出してください。

	本店	委任先 (委任する場合のみ)	備考
国 税 (法人税、消費税及び地方消費税)	○	—	
県 税 (事業税、県民税及び自動車税) ※各都道府県税部発行	○	○	※本店と同じ都道府県内の支店等に委任する場合は1部で可。
市町村税	○	○	※本店と同じ市町村内の支店等に委任する場合は1部で可。

<本店のみで申請する場合>

(例1) 本店所在地: 福島県福島市
↓ 提出するもの
国税、福島県税、福島市税

(例1)	本店	委任先
国 税	国	—
県 税	福島県	—
市町村税	福島市	—

<委任先を設けて申請する場合>

(例2) 本店所在地: 福島県福島市
支店所在地: 福島県南相馬市
↓ 提出するもの
国税、福島県税、福島市税、南相馬市税

(例2)	本店	委任先
国 税	国	—
県 税	福島県	—
市町村税	福島市	南相馬市

(例3) 本店所在地: 宮城県仙台市
支店所在地: 福島県南相馬市
↓ 提出するもの
国税、宮城県税、仙台市税、福島県税、南相馬市税

(例3)	本店	委任先
国 税	国	—
県 税	宮城県	福島県
市町村税	仙台市	南相馬市